

三戸地区クリーンセンター基幹改良工事
優先交渉権者選定基準書

令和6年10月

三戸地区環境整備事務組合

目 次

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 優先交渉権者選定基準書の位置づけ | 1 |
| 2 | 優先交渉権者の選定方法 | 1 |
| 3 | 検討委員会 | 1 |
| 4 | 審査等の流れ | 1 |
| 5 | 参加資格審査（一次審査） | 3 |
| 6 | 提案書類審査（二次審査） | 3 |
| | （1）基礎審査 | 3 |
| | （2）ヒアリング | 3 |
| | （3）非価格要素審査 | 4 |
| | （4）価格要素審査 | 4 |
| | （5）優先交渉権者の選定方法 | 4 |
| 7 | 総合評価 | 4 |
| | （1）総合評価の方法 | 4 |
| | （2）非価格要素審査における点数化方法 | 4 |
| | （3）価格要素審査の点数化方法 | 6 |

1 優先交渉権者選定基準書の位置づけ

本優先交渉権者選定基準書は、三戸地区環境整備事務組合（以下「発注者」という。）が三戸地区クリーンセンター基幹改良工事（以下「本改良工事」という。）の優先交渉権者を選定するにあたって、プロポーザル参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示すものである。

2 優先交渉権者の選定方法

本改良工事は、専門的な技術やノウハウを有することが必要不可欠である。そのため、優先交渉権者の選定については、専門的技術力、事業遂行能力及び提示価格等を総合的に評価する。

よって、優先交渉権者の選定方法は、本改良工事の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により実施する。

3 検討委員会

発注者は、プロポーザル参加者の審査を実施するにあたって、三戸地区環境整備事務組合施設整備事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の審査結果の答申に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者決定までに、検討委員会の委員に対して接触等の働きかけを行ったプロポーザル参加者は失格とする。

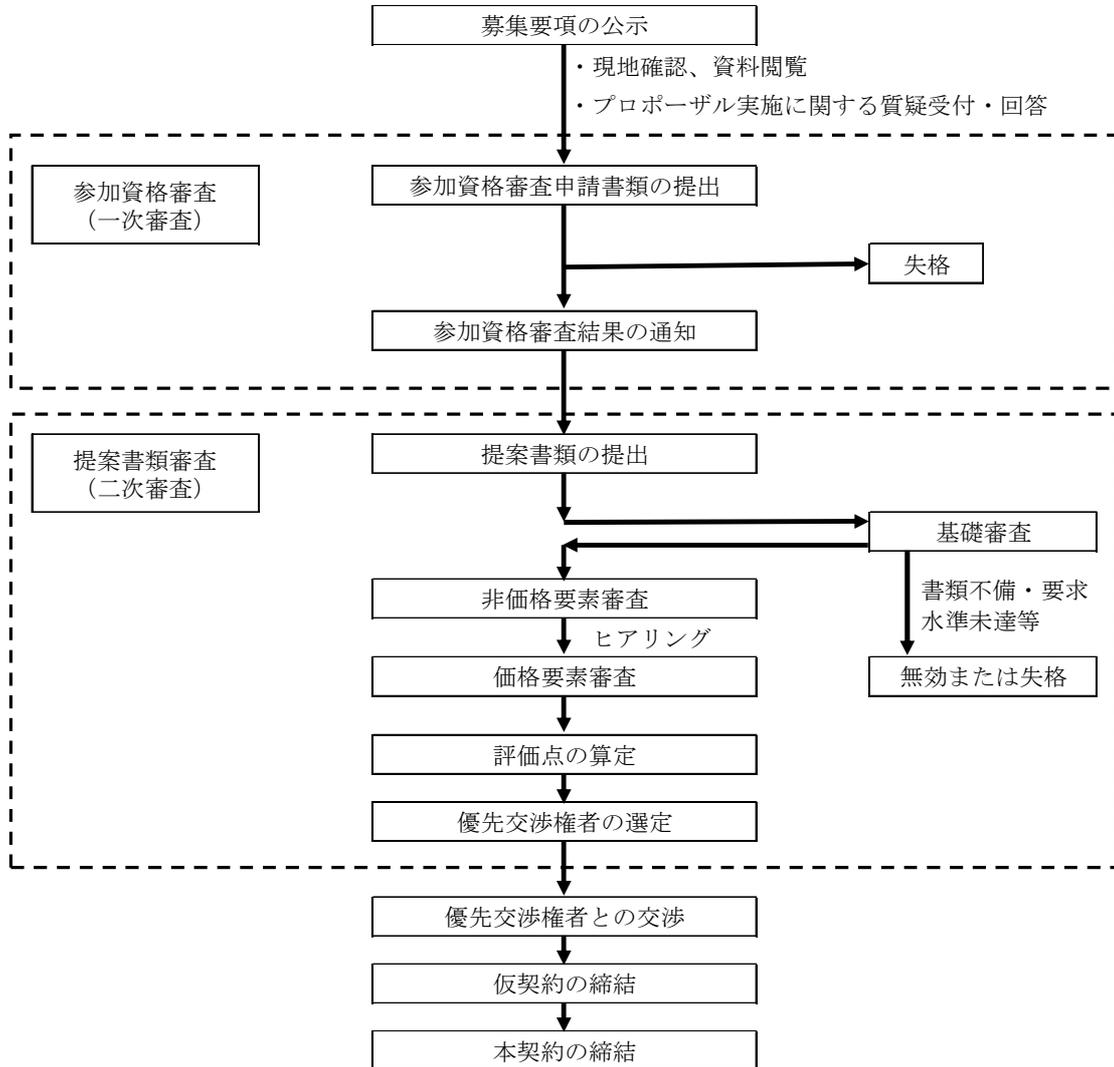
4 審査等の流れ

審査は、一次審査の「参加資格審査」、二次審査の「提案書類審査」で構成される。

参加資格審査では、プロポーザル参加希望者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できたプロポーザル参加者だけが二次審査の提案書類審査を受けることができる。

二次審査の提案書類審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格要素審査」で構成され、非価格要素審査及び価格要素審査については、検討委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、発注者が優先交渉権者を決定する。

募集要項の公示から仮契約の締結に至るまでの流れを以下に示す。



5 参加資格審査（一次審査）

プロポーザル参加希望者から提出された一次審査に関する提出書類により、プロポーザル参加希望者が参加資格要件を満たしていることを確認し、プロポーザル参加資格確認書を提案様式集の様式2-4に記載されているメールアドレスに通知する。なお、参加資格審査通過者には技術提案書に係る「提案受付番号」を併せて通知する。

なお、参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

6 提案書類審査（二次審査）

（1）基礎審査

参加資格審査通過者から提出された二次審査に関する提出書類（以下「提案書類」という。）について、発注者は、以下の内容により基礎審査を行う。なお、提案書類に不備がある場合や、見積書の価格が事前公表する見積限度額を上回っている場合は失格とする。

ア 提案書類の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 実施要領書及び提案様式集に示す提案書類の作成に関する条件に違反していないこと。

ウ 各書類間における内容の整合性。

ただし、提案書類の内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対して、引き続き参加を希望するか、その意向を確認した上で、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準書を満たせることを条件に、当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。

また、要求水準書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に直接確認することがある。

（2）ヒアリング

検討委員会は、（1）の基礎審査を通過したプロポーザル参加者（以下「最終審査対象者」という。）に対し、各提案内容の確認等を目的として、技術提案書に関するヒアリングを実施する。ヒアリングにおける発言・回答内容等は、技術提案書における提案内容と同様の扱いとし、本改良工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

ヒアリングについては最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容を含むことから、非公開で実施する。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、最終審査対象者に別途通知する。

(3) 非価格要素審査

最終審査対象者から提出された非価格要素評価項目の提案内容を検討委員会において評価し点数化する。

(4) 価格要素審査

見積書に記載された金額が見積限度額の範囲内であることの確認を行い、当該提示価格を点数化する。

(5) 優先交渉権者の選定方法

ア 検討委員会において、非価格要素及び価格要素の審査結果に基づき、「7 総合評価」によって得られた総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者として選定し、非価格要素審査点が同じである場合はくじによって決定する。

ウ 最終審査対象者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(ア) その者の提示価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が、なされないおそれがあると認められるとき。

(イ) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき。

7 総合評価

(1) 総合評価の方法

前項6(3)の「非価格要素審査」の点数(非価格要素審査点)と、6(4)の「価格要素審査」の点数(価格要素審査点)を加えて総合評価点を算出し、最も高い点数の最終審査対象者を優先交渉権者として選定し、次いで総合評価点が高い点数の最終審査対象者を次点優先交渉権者候補者として選定する。

| |
|---|
| $\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$ |
|---|

なお、非価格要素審査点の満点を60点、価格要素審査点の満点を40点とし、合計100点満点とする。

また、総合評価点が合格基準点に満たない場合は失格とする。

(2) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は60点とし、表1に示す非価格要素評価項目と配点に基づき、表2に示す技術提案に係る項目の採点及び算出方法による得点の合算を非価格要素審査点とする。

なお、点数は、小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで求める。

表 1 非価格要素評価項目と配点

| 分類 | 評価（審査）項目 | 評価区分 | 評価（審査）基準 | 配点 | | |
|-------------|------------|-----------|---|--|------|----|
| 技術提案に係る項目 | 環境負荷低減対策 | 定性 | CO ₂ 削減率3%以上及び省エネルギー化に対して、より高い削減率の提案及び実現するための方策について、優れた提案がなされているか。 | 5 | 10 | 50 |
| | | | 過去の実績を踏まえた設備上の具体的な提案がなされているか。 | 5 | | |
| | 工事中の施設稼働 | 定性 | 全休炉日数及び休止期間の短縮に向けた方策と、ごみ量を考慮した工程及び工事中も安定し、継続的なごみ処理を行うための方策について、優れた提案がなされているか。 | 5 | 10 | |
| | | | 本改良工事の実行可能性を担保するための施工管理体制並びに、工事中の施設稼働に伴う安全対策について適切に計画されているか。 | 5 | | |
| | フォロー体制 | 定性 | 工事期間中のトラブル及び工事後のフォロー体制について具体的な提案がなされているか。 | 5 | 5 | |
| | 周辺環境対策 | 定性 | 工事中の周辺環境対策（排ガス、騒音、振動、悪臭、排水、粉じん等）並びに稼働後の周辺環境対策（公害防止基準値）について、適切な提案がなされているか。 | 5 | 5 | |
| | 安定稼働 | 定性 | 搬入ごみの量的、質的変動等に対する対策について、優れた提案がなされているか。 | 5 | 5 | |
| | 地域経済の活性化 | 定性 | 本改良工事を通じて、組合圏域内企業等との協力や連携など、地域経済の活性化、地域貢献について具体的な提案がなされているか。 | 5 | 5 | |
| | 運転管理業務への配慮 | 定性 | 本改良工事後に予定する運転管理業務の長期包括運営委託に対し、その経済性、効率性を考慮した具体的な提案がなされているか。 | 10 | 10 | |
| | 企業の施工実績等 | 新設工事の施工実績 | 定量 | 過去10年間に循環型社会形成推進交付金を活用した焼却施設の新設工事（交付金事業、処理規模20t/日～100t/日、ストーカ式）の受注件数 | 5件以上 | |
| 4件 | | | | | 4 | |
| 3件 | | | | | 3 | |
| 2件 | | | | | 2 | |
| 1件 | | | | | 1 | |
| 基幹改良工事の施工実績 | | 定量 | 過去10年間に循環型社会形成推進交付金を活用した、焼却施設の基幹改良工事（交付金事業、処理規模20t/日～100t/日、ストーカ式）の受注件数 | 5件以上 | 5 | 5 |
| | | | | 4件 | 4 | |
| | | | | 3件 | 3 | |
| | | | | 2件 | 2 | |
| | | | | 1件 | 1 | |
| 非価格要素審査点合計 | | | | 60 | | |

注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、又は技術提案に係る項目・内容の1つでも欠落している場合は欠格とする。
 注2) 過去10年間とは、平成26(2014)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までとする。

表 2 技術提案に係る項目の採点及び算出方法

| 評価基準 | | 採点の算出方法 |
|-----------|---|---------|
| 極めて高いレベル | A | 配点×1.00 |
| 高いレベル | B | 配点×0.75 |
| 標準的なレベル | C | 配点×0.50 |
| 低いレベル | D | 配点×0.25 |
| 最低限必要なレベル | E | 配点×0.00 |

(3) 価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は40点とし、その得点化については、定量化限度額を設け、次の方法で算定する。なお、定量化限度額以下の価格を提示した参加者の得点は40点とする。

定量化限度額の事前公表は行わず、提案書類審査の結果（優先交渉権者の決定）とあわせて、発注者のホームページにおいて公表する。

| 価格要素審査点の算定式 |
|---|
| <p>【最低提示価格＞定量化限度額の場合】</p> $\text{価格要素審査点} = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提示価格}}{\text{提示価格}}$ |
| <p>【最低提示価格≤定量化限度額の場合】</p> $\text{価格要素審査点} = 40\text{点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{提示価格}}$ |
| <p>※ 価格要素審査点は、小数第3位を四捨五入した値とする。</p> <p>※ 最低提示価格：全応募者の提示価格のうち、最も低い価格(失格者は除く)。</p> |